

令和 8 年 2 月 10 日  
農業資材審議会飼料分科会事務局

## プロピオン酸類を含む飼料等の取扱いの見直しについて（案）

### 1. 背 景

(1) 飼料安全法第 25 条により、製造の過程等で特別の注意を必要とする飼料又は飼料添加物（※）の製造業者は、実地に管理させるための「飼料製造管理者」（獣医師、薬剤師、専門的な知見を有する者等）を事業場ごとに設置する必要がある。

※ 「飼料製造管理者」の設置を必要とする飼料又は飼料添加物（政令で指定）

- ① 落花生油かす、尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料
- ② 抗菌性物質製剤を含む飼料
- ③ 飼料添加物

このうち、②の「抗菌性物質製剤」には、飼料添加物に指定されている抗生物質、合成抗菌剤の他、プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム及びプロピオン酸ナトリウム（防かび剤）も含むとの取扱い。

(2) プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム及びプロピオン酸ナトリウム（以下「プロピオン酸類」という。）は、微生物のうち特に糸状菌（かび）を抑えるため防かび剤として使用され、抗菌性物質製剤と位置付けられているが、一方で、他に飼料添加物指定されている有機酸（ギ酸、フマル酸等）は、物質自体に抗菌作用はあるものの調整剤等として使用され、抗菌性物質製剤とは位置付けられていない。このため、有機酸のうちプロピオン酸類を用いる飼料製造業者のみが、飼料製造管理者を設置する等の対応が必要となるなど、取扱いに整合性が取れていない状況。

### 2. 対応（案）

(1) 近年、制度の合理化や適正化を図る中で、「抗菌性物質製剤」の分類の整理等を検討してきたところ、プロピオン酸類については、以下を考慮し、「抗菌性物質製剤」の分類から除外する。

- ① 他の有機酸同様に抗菌（微生物）作用はあるものの、自然界や生体内にも広く存在する有機酸であり、また、チーズや発酵食品等にも存在するほか食品添加物としても一般的に使用されている。

- ② 飼料関係事業者における飼料のGMP(適正製造規範)の導入推進により、工程管理、品質管理が高度化している状況も踏まえると、プロピオン酸類については、飼料製造管理者の設置によらずとも飼料の安全確保が図られることが可能と考えられる。
- (2) (1) の見直しにより、「プロピオン酸類（防かび剤）を含む飼料」の製造業者は飼料製造管理者の設置が不要となるが、「飼料添加物」の製造業者及び「今後も『抗菌性物質製剤』に分類される飼料添加物を含有する飼料」の製造業者は、引き続き飼料製造管理者の設置が必要。

### 3 今後の予定

パブリックコメント等を経て、省令等の改正を行う。

(別添)

## 飼料製造管理者の設置の要否 及び 見直し方向（案）

飼料・飼料添加物の種類	飼料添加物 製造業者	飼料 製造業者	自家配合 農家
飼料添加物	1. 飼料の品質の低下の防止のために供されるもの ・防かび剤（※） ・抗酸化剤 ・調整剤 など	要	
	2. 飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために供されるもの ・ビタミン ・ミネラル ・アミノ酸 ・色素 ・GHG 削減剤 など	要	
	3. 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進のために供されるもの ・抗生物質 ・合成抗菌剤 ・酵素 ・生菌剤 ・有機酸 など	要	
飼料	抗生物質・合成抗菌剤を含む飼料		要
	防かび剤（※）を含む飼料		要
	防かび剤以外の有機酸等を含む飼料		不要
	落花生油かす（インド産）を含む飼料		要
	尿素、ジウレイドイソブタンを含む飼料		要

※防かび剤：プロピオニ酸

プロピオニ酸ナトリウム

プロピオニ酸カルシウム

&lt;見直し方向（案）&gt;

要→不要